

4 主 税 調 第 9 号

東 京 都 稅 制 調 査 会

下記の事項について意見を求める。

令和 4 年 5 月 19 日

東京都知事 小 池 百 合 子

記

1 意見を求める事項

社会経済を取り巻く状況が大きく変化する時代において、地方分権に資する地方税制や国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これらに関連する諸制度について意見を求める。

2 趣旨

我が国の財政は、国及び地方の長期債務残高が 1,200 兆円を超える、GDP 比 200% を上回るなど、危機的な状況にある。これに加え、急速な少子高齢化の進展は、社会保障給付費が増大するとともに、労働力人口の減少や国内市場の縮小が経済成長を阻害し、将来の財政に更に大きな影響を与えると懸念される。財政の健全性及び持続可能性を維持・回復するため、税制度の改革は急務である。

一方、気候変動への危機感、新型コロナウイルス感染症の脅威等を背景に、脱炭素やデジタル化の潮流が大きなうねりとなっている。また、ウクライナ危機をはじめとする国際情勢は刻々と変化しており、エネルギーの安定供給等の様々な面で都民生活や都内経済に深刻な影響を及ぼしかねない。

このような状況を踏まえ、社会環境の劇的な変化にアジャイルに対応し、「サステナブル・リカバリー」を実現する観点から、地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これらに関連する諸制度について意見を求めるものである。